

古今伝受の秘説

——「聊爾」することと「他言口外」すること——

小 高 道 子

古今伝受は中世歌学最奥の秘伝として、門弟を選んで継承された。伝受に際して、誓状を提出し、秘説を「聊爾」しないことを誓っている。こうした秘説は、どのように守られたのであろうか。本稿では、宗祇から三条西家に伝えられた古今伝受について、その秘説がどの様にして秘説として継承されたのかを検討してみたい。

一 誓状

古今伝受を受ける際に門弟は、秘説を「聊爾」しないことを誓う誓状を提出した。この誓状の案文は師によって示され、弟子は与えられた文章をそのまま清書して提出したと推察できる。その誓状は次のように、和歌両神をはじめとする神に誓うものであったが、三条西実隆が宗祇に提出した誓状では、「聊爾」しないことは誓っているものの、「他言口外」を禁じる文面は見られない。三条西実枝は細川幽斎が実

枝に提出するための誓状案文と、その子公国が成長した後、幽斎が公国に返す時に公国が幽斎に提出するための誓状案文の二種類が伝わるが、これらの誓状のうち「他言口外」の文字があるのは、幽斎が実枝に提出した誓状のみである。

○宗祇↑三条西実隆（早稲田大学図書館蔵『古今相伝人数分量』）

古今集事、伝説々更、以不可有聊爾候儀、此旨私曲候者可背
両神天神之冥助者也。仍誓文如件

文明十九年四月十八日

○実枝↑幽斎（宮内庁書陵部 古今伝受資料）

古今集御伝受之事、二条家正嫡流為御門弟請御説之上者、永如親子不可存疎意候、於義理口伝故実、他言口外之儀、曾以不可在之候、又与他流令混乱、是非之褒貶禁制之段、如道之法度其旨候、

將又御伝受之後、不蒙免許者、聞道說道之義、努々不可有聊爾候、若此条々令違背者、大日本国中神、祖神并天満天神、梵釈、四王、殊和歌両神之冥罰忽其身上二可罷蒙者也、仍誓状如件
元龜三年十二月六日

○幽齋↑公国（宮内庁書陵部 古今伝受資料）

古今集事、伝受之説、三光院被申置候以筋目、更不可有聊爾之儀、此旨私曲候者、可背 両神天神冥如者也、仍誓文如件
天正七年六月十七日

実枝は、三条西家の外に秘伝を出すことで三条西家の秘伝が変化することをそれぞれ、幽齋に対して、三条西家に伝わる秘伝を「他流」と混乱することなく、そのままの形で公国に伝えることを求めたのである。こうした誓状の文案から、実枝が幽齋に相伝した時には、古今伝受が三条西家の秘伝になっていたことが推測される。天正四年十月十一日、実枝は幽齋への古今伝受を終了し、三条西家に三代続いた古今伝受は、幽齋に預けられた。実枝は天正七年一月二十四日に没した。

『耳底記』には、「古今ぢやというて、むさと秘すべきにあらず」とする記述がある（慶長三年八月八日）。『古今和歌集』であるからといって、すべてを「秘す」必要はない、ということから、一見すると、「秘す」ことをそれ程重視していなかったようでもある。しかしながら、宮内庁書陵部には、天正十六年八月十六日、島津義久が幽齋に提出し

た古今伝受を受けるための誓状の写が伝わる。幽齋が義久に与えた証明状や、義久の講釈聞書は不明であり、義久の誓状には「古今集之内少々不審之所」とあることから、古今伝受を伝受した、というよりはむしろ、尋ねた不審の箇所が秘説に関するために、古今伝受の誓状を提出したのである。『古今和歌集』だからといって全てを隠す必要はない。だが、それが秘伝に関する時には、然るべき手続きが必要だったのである。島津義久が幽齋に提出した誓状から、秘伝のあり方の一端が推測される。

二 古今伝受資料の秘匿

宗祇から古今伝受を受けた三条西実隆は、徳大寺実淳に古今伝受の切紙を与えた。その時の書状が、柴田光彦氏により紹介されている¹⁾。その書状には、実淳が、実隆から与えられた切紙を近衛尚通に見せたことを非難していることが記されている。尚通は宗祇から古今伝受を受けているが、尚通の妻は実淳の娘である。その実淳が、実隆から与えられた切紙を近衛尚通に見せたことを、実隆が非難しているのである。

陽明へハ／いか程切紙進上之候けるやらん／承度候。於閣下は塵芥／をも不存候へ共、於道者法度共／候間、只切紙計写進上の事候／聊可有子細候歟と存候。今此事ハ大道之法候間、一往申述候
／可在賢慮候事候。旁期参／拜令省略候 　あなかしく

この手紙の前に「切紙ハ心しるしの様なる／物にて口伝第一事候。不審／難決候事等多候物にて候／実隆伝受の分文書共ニ納加／」候て預置遠所候。凡此集／相伝候事一次第之儀全く(重々)あり／けに候」とあるから、講釈を受けていない人に、切紙を伝えることは「於道者法度共」であった。ところが、尚通が宗祇に誓状を提出していたことがわかり、この非難は取り下げられる。三条西実隆は二月七日付の書状に「彼法師書状撰出候へハ／陽明へ相伝申候趣於大事等は／」無残候。」と記している。

幽齋は、実枝から古今伝受を受けた他、宗祇から近衛尚通に相伝された古今伝受資料も収集した。この時の資料が宮内庁書陵部に伝わる。包紙には、幽齋は実枝からの古今伝受が終了しないうちに、この資料を入手したが、「一覽之恐」があるため「他人手」を借りて書写しておき、「此集御伝受之後」、「探筭底重書改之者也」という。

古今集 後法成寺入道太閤、從宗祇法師御相伝之聞書二冊并序分一冊・切紙等、大覚寺准后義俊御相承云々、件本、一乱之時或人拾得之、予先年雖令恩借、未相伝之故、依有一覽之恐、借他人手写留之。経年序、三光院内府此集御伝受之後、探筭底重書改之者也。

于時天正十二曆四月七日

玄旨判

この時のことであろうか。『耳底記』には、幽齋が「惠雲院」の古今

伝受資料を書写していた記事が見られる。⁽²⁾

惠雲院殿古今御伝の事、まん丸うつしてもちたりしなり。三光院殿、わごりよは、やりくわんぼそうな人じゃが、きどくに道を思ひさうだよとて、一段かんじ給ひしなり。

宮内庁書陵部に伝わる資料の包紙には「大学寺義俊」とあるが、『耳底記』では、「惠雲院」近衛植家に与えられた資料とする。植家は尚通の子で、義俊の兄にあたる。いづれにしても、幽齋は、宗祇から近衛尚通に相伝された資料を入手したのであろう。

三 古今伝受資料の披見

このように秘伝として継承された古今伝受資料を、幽齋が松永貞徳に「見」せた記事が『貞徳翁記』に見られる。⁽³⁾

亡父に具して、文祿二年十月十三日に玄旨法印へ参(聚楽御殿)。奥の間にて一つの箱を開き、御伝受の秘本悉みよとて見せ給ふ。伝心抄と外題のある本、大小四卷(青へウシ)、皆三台亜槐と奥書共御判あり。コレハ、三光院殿ノ奥書也。玄旨御聞書ノ清書の本也。

この記事について西田正宏氏は、次のように解説する。

貞徳は、父に連れられ、幽斎のもとへ行った。そこで三光院殿（三条西実枝）から幽斎に伝わった伝受の秘書を悉く見ることを許される。加えて『伝心抄』も披見する。書写した可能性もあろう。『古今集』の秘説やその内容に通じていることと、実際に伝受が許されていることは、実質的な面においては、ほとんど変わりはないだろう。

この時、貞徳は「書写」することが出来たのであろうか。また、『伝心抄』は、「御伝受の秘本悉みよとて見せ給ふ」中には入っていないのであろうか。文禄二年といえ、三条西公国が早逝して、幽斎は再び唯一の古今伝受継承者となっていた時である。公国が没したとはいえ、幽斎は実枝との約束を忠実に守り、実枝の死後半年と経たないうちに公国に返し伝受をした。実枝に提出した誓状のことは解放されて、すでに、他流の古今伝受資料も収集している。こうした中で、貞徳に資料を「見」せたのであろう。

しかしながら、「亡父に具して」「玄旨法印へ参り、「奥の間にて」開かれた、「御伝受之秘本」を収めた「一つの箱を」「見せ」られたか」といって、それを「書写」できたとは想定しにくい。「伝心抄」と外題のある本」について「大小四巻（青へウシ）、皆三台車槐と奥書共御判あり。コレハ、三光院殿ノ奥書也。玄旨御聞書ノ清書の本也」と記したのが、その場で一瞥した内容のほぼ全てではなかったのではないだろうか。

秘伝として継承された古今伝受資料を「見せ」た記事は『耳底本』（慶長五年五月四日）にも見られる。

八条殿、古今御聞書右府に見せ給ふ。予在側。
幽云、よりて見るべし。よりて見る

「八条殿」智仁親王が、『古今和歌集』の聞書を「右府」今出川晴季に見せたという。その時、「側」にいた光広に対して幽斎が「よりて見るべし」といったので、光広は「よりて見」たという。慶長五年五月四日であるから、幽斎は、智仁親王への古今伝受の講釈の最中である。智仁親王は、講釈が終了するとすぐに、当座聞書を整理して初稿本ともいべき聞書を作成していた。ここで「見」せたのは、その聞書と推定される。光広は、幽斎に和歌を学んでいたが、まだ、古今伝受は受けていない。その光広が晴季が見ている古今伝受の聞書を「よりて見」たというが、これは晴季が見ているのを脇から「見」たものである。秘伝の中身を熟読したというよりは一瞥に近いと思われる。古今伝受の講釈聞書には重要な秘伝も数多く含まれている。そうした秘説の内容を教えたのではなく、聞書があることを、その内容も含めて一瞥させたのではないだろうか。

古今伝受は最奥の秘伝であった。そのため、その資料を「見せ」ることはあっても、秘伝に関する部分は門外には知られないようにして継承したと推察される。

注

- (1) 「荻野研究室収集 三条西実隆の書状をめぐって」(『早稲田大学図書館紀要』昭58・8)
- (2) 引用は歌学大系による。
- (3) 引用は『近世随想集』による。

